

令和6年度認知症対応型サービス事業管理者研修

開催要綱

1 目的

認知症高齢者の介護に携わる指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模居宅介護事業所サービス事業所の管理者が、認知症高齢者の処遇、介護に関する知識の修得及び技術の向上を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

2 実施主体

福岡県

3 実施機関

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

4 実施協力者

福岡県認知症介護指導者

5 期 日

(1) 第1回 令和6年8月21日(水)・22日(木)

(2) 第2回 令和7年2月20日(木)・21日(金) ※12月上旬案内予定

6 研修実施方法

(1) 第1回 オンライン研修

(2) 第2回 集合研修(会場:クローバープラザ 春日市原町3丁目1-7)

7 受講定員

(1) 第1回 80名

(2) 第2回 60名

※定員に達し次第、締切らせていただきます。

※定員超過等で受講をお断りする場合は、その旨本会から連絡します。

8 受講料

各日程 6,000円

9 受講対象者

福岡県内(北九州市及び福岡市を除く)に所在する新規開設予定又は開設している単独型・併設型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所、共用型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は管理者に就任予定の者。

※本研修の受講にあたっては、下記及び別添「認知症介護研修の受講要件について」を御参照ください。

(1) 受講要件及びみなし措置

ア 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

受講要件	みなし措置
<p>指定介護老人福祉施設、通所介護事業所、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p>	<p>平成18年3月31日までに、認知症介護実践研修（実践者研修）又は旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了し、平成18年3月31日において、当該事業所を併設する（予定の）法人が運営する指定介護老人福祉施設、通所介護事業所、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者、または平成17年度にグループホーム管理者研修（17年度のみ実施）を修了した者については、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。</p>

（介護保険法「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」をもとに作成）

イ 単独型・併設型（共用型）指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

事業所	受講要件	みなし措置
<p>単独型・併設型（共用型）指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>厚生労働大臣が定める研修を修了している者。</p>	<p>平成18年3月31日までに、認知症介護実践研修（実践者研修）又は旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了し、平成18年3月31日において、当該事業所を併設する（予定の）法人が運営する指定介護老人福祉施設、通所介護事業所、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。</p>
<p>指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>指定介護老人福祉施設、通所介護事業所、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p>	
<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>		

（介護保険法「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」をもとに作成）

※受講申込者の資格について、御不明な点がある場合は、市町村介護保険担当課（広域連合の場合は本部）にお問い合わせください。

10 研修内容

別添カリキュラムを御参照ください。

11 オンライン研修実施方法について ※第1回のみ

Web会議システム「Zoom」を使用したオンライン研修を実施します。

(1) オンライン研修受講に必要な環境について

- ア 通信が安定したインターネット環境（通信料が発生します）
- イ カメラ・マイクが使用可能な一人1台のPC環境
講師はパワーポイントを使用して研修を進めるため、画面サイズが小さい端末（スマートフォン等）での研修受講は控えてください。
- ウ 受講者が安心して受講できる環境
周囲に他の職員等がいる場所での受講は避けていただき、会議室等の個室での受講をお願いいたします。
- エ 講義中は、常時カメラをオンにし、離席は控えていただきます。離席・接続の切断が頻回・長時間に及ぶ場合、修了証書を交付できない場合があります。
- オ 研修中にチャット等を使用し、文字入力をお願いする場合があります。

(2) オンライン研修の接続方法等について

- ア 研修会の数日前に事業者あてにIDとパスワード、当日資料を受講決定者に送付します。
- イ 研修会当日のZOOMの操作説明は行いませんので、事前に御確認ください。
【参考：ZOOMヘルプセンター <https://support.zoom.us/hc/jp>】
- ウ 研修の途中でWEB環境が不安定となった場合、映像や音声途切れてしまう可能性があります。以下のURLから接続テストを行い、接続環境を確認できます。
【参考：ZOOMテスト <https://zoom.us/test>】

12 受講申込みについて

(1) 申込関係書類の提出方法

受講対象者	提出書類	提出先
指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所等	<ul style="list-style-type: none">・受講申込提出書（別紙）・受講申込書（様式第1号）・受講申込者経歴書（様式第2号）・職員体制一覧表（様式第3号）・認知症介護実践者研修（基礎課程）の修了証書のコピー・受講における同意書	市町村介護保険 担当課
単独型・併設型（共用型） 指定認知症対応型通所介護事業所 指定小規模多機能型居宅介護事業所 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 等	<ul style="list-style-type: none">・受講申込提出書（別紙）・受講申込書（様式第1号）・受講申込者経歴書（様式第2号）・認知症介護実践者研修（基礎課程）の修了証書のコピー・受講における同意書	

※職員体制一覧表（様式第3号）については、貴施設のユニット数に応じて、該当する様式（様式第3号-1～3）に必要事項を記入ください。

(2) 市町村介護保険担当課への提出締切日

第1回 **令和6年6月21日（金）必着**

第2回 12月上旬案内予定

※締切後は受け付けられません。

- (3) 専用フォームからメールアドレスを登録してください。(研修受講に必要なデータ等を送信するメールアドレスを登録してください。)
- (4) 本会福祉・介護研修センターホームページ (<https://www.fuku-shakyo.jp/kenshu/>) の「新着情報」⇒「福岡県認知症介護研修の開催について」からアクセスいただき、メールアドレス登録ができます。

※施設・事業所の長の指示の下、申込みください。個人での申込みはできません。

13 受講者決定等について

- (1) **各市町村介護保険担当課から提出のあった受講申込書を確認後、受講者を決定し、決定通知及び振込用紙等を事業所に送付します。**
- (2) 登録されたメールアドレスあてに受講の可否を通知します。

14 修了証書について

カリキュラムの全科目を修了した者に対し、福岡県知事名の修了証書を交付します。

15 個人情報の取扱いについて

「受講申込書」に記載された個人情報は、本研修の運営管理の目的のみに利用させていただきます。

16 その他

- (1) 遅刻・早退は認められません。
- (2) **欠席による補講はありません。**
- (3) 受講申込の内容に事実と異なる記載があった場合、受講取消を含めて厳正に対処いたします。

17 事務局

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 福祉・介護研修センター 担当 糸山、富永
〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ 東棟4階
TEL 092-584-3401 FAX 092-584-3402

認知症介護研修の受講要件について

指定地域密着型サービスの指定・運営基準に規定される研修について

	認知症対応型 共同生活 介護事業所 (グループ ホーム)	小規模多機能型 居宅介護事業所	看護小規模多機 能型居宅介護 事業所	認知症対応型 通所介護事業所 (認知症デイ)	●受講免除(みなし措置)について	
代表者	認知症対応型サービス事業 開設者研修				<p>【注意】 介護保険法に基づき当該事業所を「指定」する際に、下記「みなし措置」を適用するかは各保険者(市町村)の判断によります。必ず事業所の所在する市町村(もしくは広域連合)に確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護実践者研修(H17実施分) ・認知症介護実践リーダー研修(H17実施分) ・認知症高齢者グループホーム管理者研修(H17のみ実施) ・旧痴呆介護実務者研修基礎課程(H13～H16実施) ・旧痴呆介護実務者研修専門課程(H13～H16実施) ・認知症(痴呆)介護指導者養成研修(H13より実施中) ・認知症(痴呆性)高齢者グループホーム開設予定者研修(H16～H17実施) <p>※上記いずれかの研修修了者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。</p>	
管理者	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; height: 40%; margin-bottom: 10px; background-color: #00FFFF;"></div> <div style="margin-bottom: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; height: 40%;"></div> </div> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者研修</p> <p style="text-align: center;">認知症対応型サービス事業管理者研修</p>				<p style="text-align: center;">・グループホーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護支援事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 <p>①平成18年3月31日までに「実践者研修」又は、「基礎課程」を修了した者であつて、平成18年3月31日の日に現に特養、老人デイサービスセンター、老健、グループホーム等の管理者の職務に従事している者</p> <p>②「認知症高齢者グループホーム管理者研修」(H17年度のみ実施)を修了した者</p> <p>※上記①又は②の要件をみたしている者はグループホームの管理者として既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない</p>	<p>平成18年3月31日までに「実践者研修」または、「基礎課程」を修了した者であつて、平成18年3月31日の日に現に特養、老人デイサービスセンター、老健、グループホーム等の管理者の職務に従事している者は、小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または認知症対応型通所介護事業所の管理者として既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。</p>
計画作成 担当者	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; height: 40%; margin-bottom: 10px; background-color: #00FFFF;"></div> <div style="margin-bottom: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; height: 40%;"></div> </div> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者研修</p> <p style="text-align: center;">小規模多機能型 サービス等計画 作成担当者研修</p>				なし	

※グループホームにおいて、短期利用共同生活介護サービスを実施するためには、実務者研修(専門課程)、実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修のいずれかを修了している職員が配置されていることが必要です。

根拠法令

○「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第97号)第34号

○「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日)

※平成16年度までの認知症介護実務者研修(基礎課程・専門課程)修了者は、認知症介護実践研修の実践者研修・実践リーダー研修をそれぞれ修了したものとみなします。

※平成17年度認知症高齢者グループホーム管理者研修修了者は、平成17年度認知症介護実践者研修を修了したものとみなします。

令和6年度認知症対応型サービス事業管理者研修 カリキュラム（案）

※講義等の進行により、終了時間が変更になることがあります。

- 【第1回】 8月21日（木） オンライン
- 【第2回】 2月20日（木） クローバープラザ

時 間	(分)	プログラム（講義題・講師名等）
9:30	60	受 付
9:40		開会・オリエンテーション
10:40	60	【講義1】人権学習 福岡県人権・同和対策局 講師団講師
10:50		休 憩
11:50	60	【講義2】介護従事者に対する労務管理について アンフィニ社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 久地石 富起子 氏
12:35		昼食休憩
14:35	120	【講義3・演習1】コンプライアンスの重要性 認知症介護指導者 グループホームいこいの家 大野 哲也 氏
16:35		【実践報告】管理者としての役割を通して ①認知症介護指導者 グループホーム木蓮の家 小石 京子 氏 ①認知症介護指導者 小規模多機能型居宅介護 さわやか憩いの家 平原 由香 氏 ②認知症介護指導者 グループホーム美鈴ヶ丘 後藤 嘉朗 氏
16:40		レビュー
		閉会

- 【第1回】 8月22日（金） オンライン
- 【第2回】 2月21日（金） クローバープラザ

時 間	(分)	プログラム（講義題・講師名等）
9:30	120	受 付
11:30		【講義4・演習2】適切なサービス提供のあり方について ～サービスの質の向上と人材育成（職員教育）～ 認知症介護指導者 グループホームこすも 中島 健 氏
12:15	60	昼食休憩
13:15		【講義5】適切なサービス提供のあり方について ～利用者、職員、施設設備等、地域に求められる防災の在り方～ 認知症介護指導者 グループホームみんなの家 山本 幹雄 氏
13:25	120	休 憩
15:25		【講義6】適切なサービス提供のあり方について ～高齢者虐待防止と身体拘束廃止についての理解～ 認知症介護指導者 柴田 安子 氏
15:40		レビュー
		閉会